

入 札 説 明 書

大分県が発注する大分県庁舎警備業務等委託のうち入札公告に基づく一般競争入札等については、公告に定める事項及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

競争入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、公告に記す契約に関する事務を担当する部局に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 大分県契約事務規則の適用

入札、契約及び契約の履行等の本調達に係る事項については、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）の規定を適用するので、この点を了承のうえ入札に参加すること。

2 警備業務委託の仕様

別添「大分県庁舎警備業務委託仕様書」のとおり

3 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、大分県共同利用型電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）で行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（以下、「運用基準」という。）による。

4 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件については、次に掲げる条件をすべて満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（警備業）の資格を得ている者であること。
- (3) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定により大分県公安委員会の認定を受けている者又は同法第9条の規定により大分県公安委員会に届出を提出しているものであること。
- (4) 警備業法第49条第1項の規定による営業の停止命令を受けていない者であること。
- (5) 公告日現在に大分市内の営業所において、競争入札に参加する者自らの指導及び監督のもと、施設警備業務（警備業法第2条第1項第1号に規定する警備業務（機械警備業務及び空港検査保安業務を除く。）をいう。）に5年以上従事した経験を有する警備員（警備員とは、警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。以下本公告において同じ。）を10名以上雇用し、かつ、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第14条または第15条の規定により、交通誘導警備の合格証明書を交付された警備員を5名以上雇用する者であること。
- (6) この公告の日から下記7に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 自己または自己の役員が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、

その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益または便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(8) 契約書に定める資格者を現場代理人として選任できる者

(9) 電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。

紙による入札参加を希望する場合は、9に記載する手続きによること。

5 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び電子入札システム上に令和7年8月8日（金）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。ただし、13に記す再度入札を行うときは再度入札の開札日まで延長する。

6 電子入札システム及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

7 入札参加申請時に提出する資料

(1) 入札参加申請時には以下の資料を提出すること。

施設警備業務（警備業法第2条第1項第1号に規定する警備業務（機械警備業務及び空港保安検査業務を除く。）をいう。）に5年以上従事した経験を有する警備員（警備員とは、警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。以下本説明書において同じ。）を10名以上雇用し、かつ、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第14条の規定により、交通誘導警備の合格証明書を交付された警備員を5名以上雇用できる者であることが確認できる資料。（警備員雇用状況調書に合格証明書の写し、雇用関係を確認できる標準報酬月額決定通知書の写しなどを添付すること。）

(2) 提出場所 大分県会計管理局 用度管財課 庁舎管理班

(3) 提出期限 令和7年7月25日（金）午後5時

この日以降であっても申請は受理するが、添付書類に不備があるなど入札参加条件満たすことが確認できない場合は入札参加を認めない場合がある。

(4) 提出方法 持参、郵送、電子メールまたはFAXのいずれかの方法により提出すること。

なお、持参以外の場合は必ず電話により着信を確認すること。

8 質問書の受付・回答

この調達に関する質問については、質問書（別添様式）により受付のうえ、質問の内容及び回答を大分県のホームページに掲載する。

(1) 提出先

大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班

(2) 受付期間

令和7年7月15日（火）午前9時から令和7年7月24日（木）午後5時まで

なお、受付期間を経過しても質問は受理するが、下記(4)に記す期日までに回答が困難と判断した場合は回答しないことがある。

(3) 受付方法

持参、電子メール、郵送又はFAXのいずれかの方法により提出すること。なお、持参以外の方法による場合は、必ず電話により着信を確認すること。

(4) 回答日時

令和7年7月31日（木）午後4時までに、質問及び回答を大分県ホームページに掲載する。

9 電子入札システムの入力日時等

(1) 入札参加申請期間

電子入札システムにより、この公告から令和7年7月25日（金）午後5時まで

紙による入札参加申請を希望する者は、「紙入札（見積）参加届出書（運用基準（物品・役務）様式第2号）2部を、上記の電子入札システムの申請日時までに、持参又は郵送（書留郵便）により18に記載の場所に提出すること。なお、詳細については、「紙による入札書の提出手続き（別添1）を参照のこと。

(2) 入札書提出期間

電子入札システムにより、令和7年8月1日（金）から令和7年8月7日（木）午後5時までに提出すること。

紙による入札を希望する者は、封書にし、18に記載の場所に上記の電子入札システムの提出期間内に提出すること。

(3) 入札金額

消費税及び地方消費税額抜きの月額を入力すること。

(4) 注意事項

電子入札システムを利用して入札する場合は、ICカード（電子証明書）とカードリーダーの準備及び利用者登録を完了していること。

10 電子入札システムによる開札場所、日時等

(1) 開札場所

大分県会計管理局 用度管財課 庁舎管理班（本館2階）

(2) 開札日時

令和7年8月8日（金） 午前10時00分

11 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

12 最低制限価格の設定

有

13 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、大分県契約事務規則第 23 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。
- (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号又は第 9 号の規定により随意契約を行うものとする。

14 契約保証金に関する事項

免除とする。

15 長期継続契約について

この入札に係る契約は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約である。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札者の決定の通知を受けた日から 7 日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。
- (2) 落札者は、上記の期限内に契約に必要な書類を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

17 入札（見積）結果表の閲覧による公開

入札（見積）結果表の閲覧を希望する者は、入札（見積）結果表閲覧申請書を提出のうえで閲覧を行うことができる。

18 その他

(1) 引継ぎに関する事項

入札後、落札業者は令和 7 年 10 月 1 日（水）から円滑に業務ができるよう、準備するものとする。

(2) 指名停止に関する事項

入札参加者は、用度管財課ホームページ（以下の URL）に掲載する指名停止措置要領をあらかじめ一読し、これに抵触する行為を前提として応札することのないよう注意すること。

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/youdo-20250324.html>

（例）契約の履行を契約担当者の承諾を得ることなく第三者に委託し、若しくは一括して請け負わせ、又は権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせたとき。

自ら雇用しない者や、雇用していることが確認できない者に業務を行わせた場合、指名停止とすることがある。

(3) 人件費等に関する事項

人件費（労働者の賃金）については、大分県の最低賃金を必ず確認すること。また、契約期間中の最低賃金の改定（毎年 10 月頃）を予測し、必ず上昇分又は上昇率を踏まえた

金額を応札額に含めること。

最低賃金制度については、厚生労働省ホームページを参考にする事。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minim
umichiran/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/index.html)

社会保険等（厚生年金保険、年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）の
事業主負担分も同様に織り込んだ額で応札し、法令順守を徹底すること。

社会保険等については、厚生労働省ホームページを参考にする事。

- ・厚生労働省 社会保険適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/>

- ・労働保険制度（制度紹介・手続き案内）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/howtoroudouhoken/index.html>

19 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県会計管理局 用度管財課 庁舎管理班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2962

FAX 097-506-1784

(別添様式)

大分県会計管理局 用度管財課 庁舎管理班 あて
F A X 0 9 7 - 5 0 6 - 1 7 8 4

令和 年 月 日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 印

質 問 書

大分県庁舎警備業務委託に係る入札等に関し、下記のとおり質問します。

質問事項	質 問 内 容

(※ 欄が不足する場合は、適宜追加してください。)

担当者
部 署 名
職 ・ 氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
電子メール

(持参以外の方法で提出する際は、電話で質問書の到着を確認すること)